

# 社会科歴史教育における宗教知識教育のあり方

—小単元「近世君主国家の形成とその宗教政策」の場合—

森 才三

新教育基本法の成立により、宗教教育は、従前からの「宗教に関する寛容の態度」の育成、「宗教の社会的地位」の理解に、新たに「宗教に関する一般的な教養」の習得が加えられることになった。早晚、新視点の「宗教に関する一般的な教養」の習得は、学習指導要領に反映されることになる。歴史教育もそれに対して無頓着ではいられないだろう。本小論では、高等学校の歴史教育における宗教教育の現状を検討するとともに、社会科歴史教育における宗教知識教育のあり方について考察し、具体的な教育内容を開発して教授書の形式で提示する。開発した教育内容は、近世のスペインと日本における君主国家の宗教禁圧政策であり、これにより、宗教の暴力性・政治と宗教の関係などに関する概念的な知識の習得をめざしている。

## 1. はじめに

昨年末（2006年12月15日）、第165臨時国会において教育基本法が改正され、同12月22日公布・施行された。所謂「愛国心」などの問題ほど、議論が沸騰したわけではないが、今回の教育基本法改正（以下、改正前の教育基本法を旧法、改正後の教育基本法を新法と表記する）をめぐる論点の一つに、宗教教育に関する問題があった。

1995年のオウム真理教による地下鉄サリン事件以後、宗教は俄に世間の耳目を集めるようになり、折からの学級崩壊や少年犯罪の頻発と相まって、宗教教育の見直しの空気が強まり、宗教教育を規定した旧法第9条も見直しの俎上に上げられることになった。仄聞するところでは、今回の改正に向けて、宗教教育は「宗教に関する寛容の態度の育成」、「宗教に関する知識や社会生活における意義の理解の教育」、「宗教的な情操を涵養する教育」、「特定の宗教のための宗教教育」の4つの観点から検討がなされたようである<sup>1)</sup>が、宗教教育について規定した旧法第9条に替わる新法第15条は、「教育上尊重されなければならない」ものとして、旧法の「宗教に関する寛容の態度」「宗教の社会生活における地位」に、新たに「宗教に関する一般的な教養」を加える形で決着した<sup>2)</sup>。

新法の成立に引き続いて、関係法令の改正、新しい学習指導要領の改訂と、一連の作業が進行するが、新法で打ち出された宗教教育の新しい内容も、何らかの形でそれに反映されることになるだろう<sup>3)</sup>。本小論では、新法で打ち出された宗教教育の新しい内容、すなわち「宗教に関する一般的な教養」の歴史教育における扱いについて、次のような手順で考察していく。

(1) 現在、高等学校の歴史教育において、宗教教育はどのような現状にあるのか。現行の学習指導要領に

おける宗教に関する記述から、学習指導要領が想定している宗教教育を読み取り、その現状について検討する。

(2) 宗教教育の新しい視点としての「宗教に関する一般的な教養」に関する教育について検討し、社会科の歴史教育における宗教知識教育のあり方について考察する。

(3) (2)に基づいて、高等学校『世界史』の具体的な教育内容を開発し、教授書の形式で提示する。

## 2. 学習指導要領に見る宗教教育の現状

旧法では、「宗教に関する寛容の態度」「宗教の社会生活における地位」の文言で、宗教寛容教育・宗教意義教育が明示されていたが、現在、高等学校の歴史教育における宗教教育はどのような現状にあるのだろうか。高等学校『地理歴史科』の歴史系諸科目について、旧法下の現行学習指導要領における宗教に関する記述を通して、検討していきたい。高等学校『地歴科』の歴史系諸科目の現行学習指導要領における宗教に関する記述をまとめると、次の【表1】のようになる<sup>4)</sup>。

【表1】：歴史系諸科目における「宗教」に関する記述

世界史A	内容(1)の「諸地域世界と交流圏」 風土、民族、宗教などに着目させながら、ユーラシア大陸を中心に形成された諸地域世界の特質を把握させる。
日本史A	内容(1)のウ「現代に残る風習と民間信仰」 現代に残る風習や民間信仰が本来どのような意味をもち、それがどのように変化してきたかを現代の人々の生活と関連付けて追究させる。
日本史B	内容(1)のイの(ア)「日本人の生活と信仰」 衣食住の変化、習俗や信仰などに着目して、日本人の生活様式や精神生活の推移について追究させる。

『世界史A』では、古代・中世の諸地域世界の特質を把握する視点の一つとして、宗教が示されている。『世界史B』には宗教に関する直載な記述は、特にないが、古代・中世の諸地域世界の学習の枠組みは、基本的には『世界史A』と同様である。また、『日本史A』『日本史B』では、「歴史への関心」あるいは「歴史的な見方や考え方を身に付けさせる」ため、それぞれの科目の導入単元でなされる「主題を追究する」学習において、選択するテーマの事例の一つとして、生活と深く関わっている信仰という形で、宗教が示されている。

以上のことから、高等学校の歴史教育では、宗教教育は非常に消極的であることが確認できる。そのことは、学習指導要領の「内容の取り扱い」からも確認できる。現行学習指導要領において「内容」に宗教についての記述がある『公民科』の『倫理』や『現代社会』では、「要領」の「内容の取り扱い」に「宗教に関する事項の取り扱いについては、教育基本法第9条の規定の基づき、適切に行うこと」と述べられている。第9条の規定とは、旧法第9条2項の「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」<sup>5)</sup> というものである。しかし、『地歴科』の諸科目には、そうした文言は見当たらない。つまり、それは、『地歴科』が旧法第9条にいうような宗教教育を想定していないということの証左であろう。

とはいえ、高等学校の歴史教育では、「宗教に関する事項」は一切教えられていないというわけではない。実際の授業では、多くの「宗教に関係している事項」が知識として教えられている。それらは、宗教教育という文脈ではなく、歴史の流れのなかに生起する単なる歴史上の出来事あるいは文化遺産として取り上げられているのである。つまり、「宗教に関係している事項」は教えられてはいるが、それは宗教を教えるという文脈ではないし、また、それを教えている教師にもそうしているという意識は、おそらくほとんどない。高等学校の歴史教育における宗教教育は、想定も意識もされていない宗教知識教育であるということができよう。

これに対して、新法は、「宗教に関する一般的な教養」の文言で、新たに宗教知識教育を打ち出した。高等学校の歴史教育も、従前のままの“想定も意識もされていない宗教知識教育”というわけにはいかないだろう。次節では、高等学校の歴史教育における宗教の扱いについて検討し、社会科歴史教育における宗教知識教育の姿をさらに鮮明にしていきたい。

### 3. 社会科歴史教育における「宗教」の扱い

#### (1) 宗教教育教科書『宗教と社会生活』

そもそも社会科では、宗教教育はどのように捉えられ

ていたのだろうか。1950年、文部省は、『宗教と社会生活』<sup>6)</sup> という最初にして最後の宗教教育の教科書を、中学3年生向けに編集している。この教科書から、社会科が宗教教育にどのように向き合おうとしていたか窺い知ることができる。この教科書の「まえがき」には、「この社会科の単元では、めいめいの宗教的情操を、どう深めたらよいかというような問題を扱うのではない。また、ある宗教についての、よしあしを論じたり、あるいは個人の宗教的な信念を批評したりするのではない」とあり、宗教情操教育を行うものではないこと、宗派教育には立ち入らないことを明言している。

【表2】：文部省編『宗教と社会生活』

第1章	宗教の形態と宗教の種類
1	宗教について考えよう
2	日本にはどういう宗教があるか
3	世界にはどういう宗教があるか
4	宗教にはどんな形態があるか
第2章	宗教の歴史
1	世界の主な宗教はどのようにして発展して来たか
2	日本では主な宗教はどのようにして発展して来たか
第3章	社会および個人に対する宗教の影響
1	宗教団体はどんな社会的活動をしているか
2	宗教は社会生活に対しどんな影響を与えているか
第4章	宗教とわれわれの現代の生活
1	個人の自由と人権の尊重とに対して宗教はどんな関係をもっているか
2	われわれの生活における宗教と自然科学の協同
3	信仰の自由と民主主義はどんな関係にあるか

さらに、この教科書の内容を目次により具体的に示すと、上の【表2】の通りである。第1章では宗教に関する基本的な知識、第2章では歴史的な知識、第3章・第4章では公民的な知識について、宗教知識教育がめざされていることがわかる。また、第3章・第4章では、そのみならず、宗教の社会や個人との関わり、あるいは現実生活における宗教という視点から、宗教意義教育も想定されていることが窺われる。このように『宗教と社会生活』では、宗教は社会科の一領域として、それに関する知識や意義・役割を学習すること、つまり、宗教知識教育と宗教意義教育が意図されていたわけである。

次に、本小論に関係している歴史的な内容について見ると、第2章がそれにあたるが、第2章では、第1節で世界の主な宗教として仏教・キリスト教・イスラームが、第2節で日本の主な宗教として神道と仏教が、それぞれ概観されている。しかし、その具体的な内容は、それらに関する表面的な知識が、ただ総花的に古い順に羅列されているにすぎない。そこから宗教の意味や意義の理解を深めることは困難であり、初めからそうしたことは想定されていないように思われる。初めての宗教教育の教科書であるということ、そして中学校用の教科書である

ということもあろうが、きわめてレベルの低い宗教知識教育であるといわざるをえない。その後の改善が期待されるわけであるが、社会科における宗教教育の構想は、その後、1950年代後半の道徳教育重視の流れ<sup>7)</sup>の中で立ち消えになり、この教科書で打ち出された宗教に関する歴史的知識の内容は鍛え直されることはなかった。爾来、宗教に関する歴史的知識の学習は、宗教を教えるという積極的な視点を欠いたまま、ただ「宗教に関係している事項」の学習はなされている、というふうになったと推測される。

以上、社会科宗教教育の教科書『宗教と社会生活』の検討から、次のような示唆を得ることができよう。

- |   |
|---|
| <p>① 社会科における宗教教育は、宗教知識教育・宗教意義教育であり、宗教情操教育は行わないし、宗派教育には立ち入らない。</p> <p>② 社会科歴史教育における宗教教育は、宗教知識教育が中心であるが、単なる宗教に関する歴史的な事項の学習ではない。</p> |
|---|

## (2) 宗教に関する一般的な教養

新法は、宗教知識教育が習得をめざす知識を、「宗教に関する一般的な教養」と表現しているが、社会科における宗教知識教育が習得をめざす「宗教に関する一般的な教養」とは、どういうものだろうか。

まず、「…一般的な教養」について考察していきたい。『広辞苑』では、「教養」を「単なる学殖・多識とは異なり、一定の文化理想を体得し、それによって個人が身につけた創造的な理解力や知識」と説明している。それでは、「文化理想を体得した個人」、「創造的な理解力や知識」とは、どういうことだろうか。社会科(社会系諸教科)の目標は、学習指導要領の文言<sup>8)</sup>でいうと、「民主的、平和的な国家・社会の形成者」の育成ということになる。そうした視点から、「教養」について考えると「文化理想を体得した個人」とは、まさにこれである。「創造的な理解力や知識」については、筆者は、「創造的な…」ということをも、〈先につながる…〉というふうに捉えて考えたい。〈先につながる…〉には、①〈先＝未来につながる…〉、②〈先＝次の問題の解決につながる…〉という2つのことが含意されている。つまり、①は「いま、ここ」を読み解き、未来を洞察することができる知識ということであり、②は他の問題の解決に応用できる説明力の大きな概念的知識ということを意味している。以上のことを整理すると、「教養」とは、「民主的、平和的な国家・社会の形成者」として身につけるべき①・②の知識ということになる。

次に、「宗教に関する…」ということについて、検討していきたい。先に、「…一般的な教養」ということについて、社会科(社会系諸教科)教育の目標の視点から検討したが、ここでは社会科(社会系諸教科)教育の内容の視点から、「宗教に関する…」について考えていく

ことにする。社会科の学習内容は、〈国家・社会〉に関することがメインであることはいうまでもない。とすると、「宗教に関する…」とは、具体的には、「『〈国家・社会〉と宗教の関係』に関する…」つまり、「『政治と宗教の関係』に関する…」ということになる。

以上整理すると、社会科歴史教育における宗教知識教育は、生徒たちが「いま、ここ」を読み解き未来を洞察できるようになることをめざし、「政治と宗教の関係」に関する、転移し応用できる説明力の大きな概念的知識を内容知として学習するもの、というふうの説明することができる。

## 4. 小単元の内容知と内容構成

「政治と宗教の関係」は、〈政教一致〉・〈政教分離〉の言葉で言い表されている。長い人類の歴史において、〈政教分離〉の時代はわずかで、実は、ほとんど政教は未分離のままであった。政教の未分離状態には、宗教が世俗の領域に対して権威や権力を持つ「教会国家」型と、国家が宗教団体を支配下に入れる「国家教会」型、の2つの形態がある<sup>9)</sup>。前者の例としては、ヨーロッパ中世のカトリック教会やイスラーム世界があるが、筆者は、先に「現代世界を読み解く歴史教育の教育内容開発」のテーマで、イスラーム理解をめざした教育内容開発を行った<sup>10)</sup>。本小論では、後者の例として、スペインと日本における近世君主国家の形成とその宗教政策を取り上げて、教育内容開発を行ないたい。

一般に、宗教には“平和”・“非暴力”・“不殺生”，あるいは“愛”・“救済”などのイメージが強いが、それは宗教の一面にすぎず、宗教には暴力的な一面もある。本小論で開発した小単元では、そのような宗教の暴力性に注目し、「政治と宗教の関係」に関する以下のA～Dのような知識<sup>11)</sup>の習得をめざしている。このような「政治と

- |  |
|--|
| <p>A. 宗教は暴力性をもつ。</p> <p>B. 政治と宗教は、暴力を媒介として結びつく。</p> <p>C. 宗教の暴力は、正当化される。</p> <p>D. 宗教には、全面的忠誠や究極的コミットメントを鼓舞する力がある。</p> |
|--|

宗教の関係」に関する知見を視座に、スペイン・ポルトガル史、日本近世史や日本宗教史などの研究の成果<sup>12)</sup>から内容知を抽出し、近世君主国家の宗教政策に関する具体的な学習内容を設定した。

本小単元は、4つのパートから構成され、それぞれ1時間を配当している。パートIでは、まず、遠藤周作の小説『沈黙』の冒頭の文章を提示し、近世日本の政治権力によるキリスト教禁圧政策の中で、ポルトガル人宣教師フェレイラと日本人宣教師中浦ジュリアンという二人の人物は、なぜ「殉教」と「棄教」という正反対の道を選

んだのかという問いを導出し、その違いの背景を追究していくという形で展開する。そして、遙か離れたイベリア半島と日本とで同じような宗教禁圧政策が行われ、同じように隠れて二重生活を送る人々を生み出したこと、日本で受難に遭い被害者であったキリスト教徒が、イベリア半島では加害の側に立っているということを学習し、「A」に気づかせ、「宗教の暴力が行使されるのは、どのような契機によってか？」という新たな問いを導出して、パートⅡ・Ⅲへとつなぐ。

パートⅡ・パートⅢでは、それを受けて、それぞれ「なぜ、宗教禁圧政策が行われたのか？」という問いをメイン・クエスチョンに、近世のイベリア半島と日本におけ

る宗教禁圧政策の具体的な様相をそれぞれ追究し、政治権力が国家統合の手段として宗教を利用したこと、すなわち、「B」を解明していく。

そして、パートⅣでは、パートⅡ・パートⅢでの学習の整理として、「宗教の暴力が行使されるのは、どのような契機によってか？」という問いの答え「B」を確認し、その理由「C」「D」に至る。以上で、本小単元の学習は一応終わるが、さらに、パートⅣでは、暴力の4つの形態の学習を付け加え、これを現代社会における宗教が関係している出来事の読み解きに応用する発展的な学習も設定している。

## 5. 小単元「近世君主国家の形成とその宗教政策」授業試案

### 1. 小単元の目標

近世のイベリア半島と日本における宗教統制政策の諸相を解明し、暴力を媒介とした政治と宗教の結びつきを理解する。

### 2. 小単元の構成

パートⅠ	「中浦ジュリアンの「殉教」とフェレイラの「棄教」」・・・なぜ、中浦ジュリアンは殉教し、フェレイラは棄教したのか？
パートⅡ	「「隠れユダヤ教徒」と近世ヨーロッパの君主国家」・・・なぜ、スペインはユダヤ教の禁圧を行ったのか？
パートⅢ	「近世日本の宗教政策と「神国」思想」・・・なぜ、日本はキリスト教の禁圧を行ったのか？
パートⅣ	「政治と宗教の関係」・・・なぜ、政治権力は宗教を利用しようとするのだろうか？

### 3. 小単元の学習内容（知識・理解）

(1)～(4)は、パートⅠ～パートⅣに対応している。

- (1) 近世の日本とポルトガルでは同じような宗教禁圧が行なわれており、中浦ジュリアンの「殉教」とフェレイラの「棄教」の違いは、そうした宗教禁圧における彼らの置かれた状況の違いから一つの仮説を立てることができる。また、宗教に内在する暴力性を再確認することができる。
  - a. 中浦ジュリアンは、天正遣欧使節の一員としてローマに行ったことの誇り、「殉教者」に対する信徒からの感謝と崇敬の期待に支えられていたと想像される。
  - b. フェレイラにとっては、棄教・改宗は身近で、フェレイラ自身にも多面的な能力・知識というマラーノ性を見ることができる。
  - c. 日本のキリスト教禁圧では被害側のキリスト教は、ポルトガルのユダヤ教禁圧では加害にあり、宗教には暴力を内在している。
- (2) 近世スペインでは、王権によるユダヤ教禁圧政策が行われたが、これにより王権は諸地域へ浸透し、キリスト教的君主国家が形成された。
  - a. レコンキスタを完成させ、新大陸到達を成し遂げた輝かしい年「1492年」に、『カスティーリヤ語文法』が著され、ユダヤ人追放令が出された。
  - b. 『カスティーリヤ語文法』の成立はスペインの言語的統一を象徴しているが、交通の困難さと自然環境の多様性により諸地域ごとに様々な顔を見せるモザイク状態のスペイン（イベリア半島）の政治的統合は困難であった。
  - c. 改宗者（コンベルソ）を真に改宗させるため設置された異端審問所は、中世のそれとは異なり、王権に帰属する唯一の全国的組織であったが、スペインはこれを利用して王権の諸地域への浸透をはかろうとし、それを徹底させるためユダヤ教徒追放令が出された。
- (3) 近世日本では、武家政権によるキリスト教禁圧政策が行われたが、これにより武家政権の民衆支配は強化された。
  - a. 中世日本の宗教は「未法辺土説」と「本地垂迹説」に基づく神仏混淆で、それを根拠に日本は「神国」であると考えられており、武家政権は、キリスト教が秩序・統合原理としての中世の「神国」思想に馴染まないという理由で、キリスト教の禁圧を始めた。
  - b. 武家政権によるキリスト教禁圧政策は、試行錯誤的なものであったが、キリスト教の脅威がなくなった後、制度化され、仏教寺院が民衆支配の末端機関となった。
  - c. 仏教がキリスト教禁圧に利用されたのは、仏教がキリスト教徒同様に来世の信仰を説く宗教であるからで、これにより仏教は政治権力の安定的保護を確保することができたが、宗教としての本来の機能を低下させ、所謂「葬式仏教」となった。
- (4) 宗教の暴力性は、政治と宗教の結合を契機として、行使される。政治権力が宗教を利用するのは、宗教に「全面的忠誠や究極的コミットメントを鼓舞する力」があることが最大の理由であり、また、宗教によってその暴力も正当化できる。宗教の暴力には、〈統合としての暴力〉、〈排除としての暴力〉、〈聖戦・正戦としての暴力〉、〈救済としての暴力〉、の4つがある。

### 4. 小単元の展開

【パートⅠ】「中浦ジュリアンの「殉教」とフェレイラの「棄教」」

	発問	教授・学習活動	資料	生徒から引き出したい知識
導入	○遠藤周作の『沈黙』はどのようなエピソードから始まっていたか。 ・それは史実だろうか。	T：資料を提示し、発問。 P：答える。 T：説明する。 P：確認する。	①	・イエズス会の日本地区長フェレイラの棄教。 ・フェレイラは、1633年10月18日、長崎の西坂で、7人の他の神父や修道士らと「穴吊りの刑」に処せられ、棄教・改宗を迫られた。天正遣欧使節の一人であった中浦ジュリアンら7人は信仰を守りぬき穴の中で息絶えたが、日本管区長代理の要職にあったフェレイラ一人が5時間で棄教した。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ、フェレイラは棄教し、中浦ジュリアンらは信仰を守り抜いたのだろうか。その違いは、何に由来するのだろうか。</li> <li>○本当に、それだけだろうか。</li> </ul>	<p>T:発問する。 P:答える。</p> <p>T:学習課題を提起する。 P:考える。 T:手順を指示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の信仰心の薄さ・厚さ、人間的な弱さ・強さ、…。</li> <li>何ともいえない、よくわからない、…。</li> <li>中浦ジュリアンとフェレイラの周辺を、もう少し調べてみよう。</li> </ul>
展開1	<p>(1)「中浦ジュリアン」という人物</p> <p>○中浦ジュリアンとは、どういう人物か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>彼らが帰国した頃のキリシタン政策は、どういうものだったか。</li> <li>徳川幕府によるキリシタン禁制が始まるなかで、4人の少年には、どんな選択肢が考えられるだろうか。</li> <li>4人の少年は、どうなったのだろう。</li> </ul> <p>○中浦ジュリアンは、なぜ踏みとどまり、信仰を守る道を選んだのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中浦ジュリアンの最後は、どんな様子だったのか。</li> <li>そのことからどんなことがいえるだろうか。</li> <li>中浦ジュリアンの死は、どのように見なされているか。</li> <li>「殉教」とは、どういう意味だろうか。</li> <li>中浦ジュリアンが最後まで信仰を守ったことについて、どんなことがいえるだろうか。</li> </ul>	<p>T:資料を提示し、説明。 P:確認する。</p> <p>T:発問する。 P:答える。</p> <p>T:説明する。</p> <p>T:発問する。 P:答える。</p> <p>T:資料を提示し、説明。 P:確認する。</p> <p>T:発問し、考えさせる。 P:考える。 T:説明する。 P:確認する。</p> <p>T:発問する。 P:答える。</p> <p>T:発問する。 P:答える。</p> <p>T:説明する。 P:確認する。</p> <p>T:発問する。 P:答える。</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1582年九州のキリシタン大名の使節としてローマ教皇・スペイン国王のもとに派遣された4人の少年の一人(4人を描いた人物画の左上)で、彼らは目的を達し1590年に帰国した。</li> <li>1587年秀吉により伴天連追放令が出されていたが、厳格には実施されていなかった。</li> <li>1593年彼らはイエズス会宣教師となり、1604年中浦ジュリアンは伊東マンショと共に選ばれて、マカオで3年間神学の勉強をするが、1604年二人が帰ってきたときには、徳川幕府の初期キリシタン政策が始まろうとしていた。</li> <li>キリスト教の信仰を棄てる、国外へ脱出して信仰を守る、弾圧にもめげずとどまって信仰を守る。</li> <li>② 伊東マンショ(右上)は布教を続けるも志半ばで病没、千々岩ミゲル(右下)はマカオ遊学に漏れその後棄教、原マルチノ(左下)はマカオへ追放、そして中浦ジュリアン(左上)は20年近く潜伏をし布教活動を続けるも1632年小倉で捕縛、という4人四様の道を歩んだ。</li> <li>…。</li> <li>4日間穴吊りの刑に耐えた後、「われは、この目でローマを見た中浦ジュリアンなり」という言葉を残して絶命したといわれている。</li> <li>天正遣欧使節の一員としてローマに行き、ローマ教皇に謁見したことを誇りに思っていることが窺われる。</li> <li>中浦ジュリアンの死は、単なる病死や自然死と異なり、「殉教」と見なされた。</li> <li>宗教的迫害による死は「殉教」とよばれ、殉教者は犠牲者として、信徒からの感謝と崇敬を集めた。中浦ジュリアンをはじめ日本の殉教者188人は、「聖人」に次ぐ「福者」として、列福が推進されている。</li> <li>中浦ジュリアンの信仰心は、天正遣欧使節の一員としてヨーロッパに渡り、ローマ教皇に謁見したという誇りと、「殉教者」に対するカトリック信者の感謝や崇敬の気持ちに支えられていたと推測される。</li> </ul>
展開2	<p>(2)「フェレイラ」という人物</p> <p>○フェレイラとはどういう人物か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トレス・ヴェドラスやコインブラは、ポルトガルのどういう場所だろうか。</li> <li>○「隠れユダヤ教徒の主要残存地域」とは何だろうか。</li> <li>フェレイラは「隠れユダヤ教徒」と関係があるのだろうか。</li> <li>○隠れユダヤ教徒は、どんな生活を送っていたのだろうか。</li> <li>ファンの母親は、なぜ、隣のおかみさんのからのお裾分けに困ったのか。</li> </ul>	<p>T:説明する。 P:確認する。</p> <p>T:資料を提示し、説明。 P:確認する。 T:説明する。 P:確認する。</p> <p>T:発問し、考えさせる。 P:答える。 T:説明する。 P:確認する。 T:資料を提示し、考えさせる。 P:考える。 T:発問する。 P:答える。</p>	<p>③</p> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1580年ポルトガルのトレス・ヴェドラスという村で生まれ、1596年コインブラでイエズス会に入会、その後インド布教を志願し、日本に至る。1580年は、ポルトガルがスペインに併合された年である。</li> <li>④ コインブラは、地元の「隠れユダヤ教徒の主要残存地域」とある地域にある。</li> <li>ポルトガルでは、1497年ユダヤ教徒追放令が出され、スペインと合併後は異端審問も厳しくなり、1775年までユダヤ教は禁圧されていた。ユダヤ教徒の中にはキリスト教徒を偽装し生活する者もいた。1775年以後も「隠れユダヤ」の生活を続けている人々があり、1917年錫採掘のためベルモンテを訪れた鉱山技師によって発見された。</li> <li>何ともいえない…。</li> <li>「フェレイラは、偽装キリスト教徒(「マラーノ」)に多い名前」という指摘もあるが、断定はできない。</li> <li>⑤</li> <li>ユダヤ教徒が食べてはならないものを、お裾分けで持ってこられたから。</li> </ul>

	<p>・隠れて暮らす人が生き続けるには、何が必要だろうか。</p> <p>○フェレイラには、そうした能力や知識は確認できるか。</p> <p>・棄教後、フェレイラどのように生きたらうか。</p> <p>・フェレイラには、後ろめたさはあったのだろうか。</p> <p>・フェレイラは、隠れユダヤ教徒と関係があるのだろうか。</p> <p>○フェレイラの改宗・棄教について、どんなことがいえるだろうか。</p>	<p>T：資料を提示し、説明。 P：確認する。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。 T：予想させる。 P：予想する。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p>	<p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教の違いにより安息日や年中行事・食文化が異なるので、隠れて暮らす者の生活は常に二重生活で、日常の普通の生活が非常事態の連続だった。</li> <li>・どんな場所に移っても、それに対応できるような多面的な能力や知識。</li> <li>・信仰を真切った後ろめたさから、おそらく人目を憚り、世間から隠れて暮らしたのではないか。</li> <li>・澤野忠庵と名乗って長崎奉行に協力して目付け・通詞を務める一方、ヨーロッパの天文学や医学を紹介・伝授し、澤野流南蛮医学を創始するなどした。</li> <li>・フェレイラは世間から隠れ暮らしていたわけではなく、棄教を後ろめたくは思っていないのではないかと…。</li> <li>・断定はできないが、フェレイラも隠れて暮らす人々特有の多面的な能力や知識を持っており、マラーノ性が確認できる。</li> <li>・フェレイラは「隠れユダヤ教徒」の子孫であったとは断定できないが、フェレイラにとって棄教・改宗は身近で日常的なことで、さほど特別なことではなかったため、あまり後ろめたく思っていなかったのかもしれない。</li> </ul>
終結	<p>○中浦ジュリアンの「殉教」とフェレイラの「棄教」の違いを、二人の置かれた状況から考えてみよう。</p> <p>○中浦ジュリアンの「殉教」とフェレイラの「棄教」から、どんなことがわかったか。</p> <p>・他にはないだろうか。資料のゴヤの二枚の絵は、何を表現したものだろうか。</p> <p>◇宗教の暴力性は、どんな時に行使されるのだろうか。</p>	<p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：資料を提示し、発問。 P：答える。</p> <p>T：説明する。</p> <p>T：次の学習課題を提起。 P：確認する。</p>	<p>⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中浦ジュリアンは、天正遣欧使節の一人としてローマ教皇に謁見した人であり、そうしたことを考えれば、「殉教」は当たり前であった。一方、フェレイラにとって棄教・改宗は身近で日常的なことで、そうしたことを考えれば、「棄教」は意外なことではない。</li> <li>・日本で宗教禁圧が行なわれていた頃、ポルトガルでも同様のことが行なわれ、日本に隠れキリシタンがいたように、ポルトガルには隠れユダヤ教徒がいたこと。</li> <li>・日本ではキリスト教徒は被害者で、したがってザビエルは聖人であるが、ポルトガルではユダヤ教徒が被害者で、キリスト教徒は非情な加害者であった。</li> <li>・ゴヤの2枚の絵は、キリスト教という宗教の二面性を表現したものであり、宗教には暴力性があることがわかる。</li> </ul> <p>(・宗教統制が行われた事情を具体的に見ていこう。)</p>

【パートII】「近世イベリア半島の宗教政策と君主国家の形成」

導入	<p>○なぜ、ポルトガルで、ユダヤ教の禁圧が行われたのだろうか。</p> <p>・ポルトガルのユダヤ教禁圧はどのように始まったのだろうか。</p> <p>・なぜ、本意ではなかったのか。</p> <p>・取り締まりは緩いままだったのか。</p> <p>・なぜ、ポルトガルはユダヤ教を禁圧したのだろうか。</p> <p>○なぜ、スペインはユダヤ教の禁圧を行ったのだろうか。</p>	<p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。 T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：学習課題を提起する。 P：確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スペインの王女との結婚の条件で、1497年にユダヤ教徒追放令が出され、ユダヤ教に対する禁圧が始まった。しかし、それは本意ではなく、厳しい取り締まりは行なわれなかった。</li> <li>・ユダヤ教徒は、商人・金融業・知的専門職・職人として重要な役割を担っており、大航海を支えた天文航法や海図作成などの技術面でも貢献していたから。</li> <li>・改宗キリスト教徒に対する風当たりは徐々に強まり、1536年には異端審問所が設置され、ポルトガルがスペインと合併した1580年以降、異端審問は益々強化された。</li> <li>・ポルトガルのユダヤ教禁圧は本意ではなく、スペインに追従しただけである。</li> </ul> <p>(・スペインのユダヤ教禁圧の事情を見ていこう。)</p>
展開1	<p>(1) 「1492年」の4つの出来事</p> <p>・スペインでは、いつからユダヤ教の禁圧がおこなわれたのだろうか。</p>	<p>T：発問し、説明する。 P：確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1492年ユダヤ教徒追放令が出され、ユダヤ教徒には、4ヶ月以内に、改宗か追放かの選択が迫られた。</li> </ul>

<p>○1492年には、ユダヤ教徒追放令が出された以外に、どんな出来事があったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この2つの出来事から、1492年はスペインにとってどんな年といえるだろうか。</li> <li>その同じ年に、ユダヤ教徒追放令が出されたのは偶然だろうか。</li> <li>1492年には、それら以外にどんなことがあったか。</li> <li>それにはどういう意味があるのだろうか。</li> </ul> <p>○スペインの政治的な統合は、どのようになっていたのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベリア半島はどんな所だろうか。(地理的条件)</li> <li>イベリア半島はどんな状況にあったか。(歴史的状況①)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>スペインの支配力はイベリア半島に浸透していたのだろうか。</li> </ul>	<p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。 T：発問し、説明する。 P：確認する。 T：発問し、説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問し考えさせる。 P：考える。 T：資料を提示し、説明。 P：確認する。 T：資料を提示し、説明。 P：確認する。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベリア半島からイスラーム教徒が駆逐されレコンキスタに終止符が打たれ、また、スペイン王の支援でコロンブスがアメリカ大陸に到達した。</li> <li>1492年は、スペインにとって、国の隆盛のきっかけとなる輝かしい年であったに違いない。</li> <li>わからない・・・</li> <li>人文主義者ネブリーハが『カスティーリャ語文法』を著して、イサベル女王に献上している。</li> <li>それはカスティーリャ語がスペイン王国で支配的な言語的になったということ、つまり、カスティーリャ語がスペインに広く浸透し、言語的な統一が進んでいるということの意味している。</li> </ul> <p>① 交通の困難さと自然環境の多様性により、諸地域ごとに異なる生活様式が生まれていた。</p> <p>② キリスト教諸国により、アル・アンダルス（イスラーム支配下のイベリア半島）へのレコンキスタ運動が展開されていた。スペインは、カスティーリャ・レオン王国とアラゴン連合王国から形成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベリア半島の諸地域は多様性に富み、スペインは諸王国を合わせたモザイク国家で、その支配力はあまり浸透していなかった。</li> </ul>
<p>展開2</p> <p>(2) スペインの宗教統制</p> <p>○スペインはどのようにして諸地域に支配力を浸透させていったのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諸地域に支配力を浸透させるためには、何が必要だろうか。</li> <li>それは可能だろうか。</li> <li>全国的な行政組織はなかったのだろうか。</li> <li>なぜ異端審問所が設置されたのだろうか。</li> <li>異端審問は効果を上げていただろうか。</li> <li>異端審問の効果をあげるためには、どうしたらいいだろうか。</li> <li>異端審問の対象となったコンベルソは、どういう人たちだろうか。</li> <li>異端審問はどのように行われたのだろうか。</li> <li>コンベルソに対する異端審問には、どういう意味があるだろうか。</li> </ul> <p>○これらのことから、「1492年」にはどういう意味があるか、まとめてみよう。</p>	<p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。 T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問し、説明する。 P：確認する。</p> <p>T：確認させる。 P：確認する。 T：発問し、説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。 T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。 T：発問し、説明する。 P：確認する。</p> <p>T：資料を提示し、説明。 P：確認する。 T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国に国王の行政機構をはりめぐらすことが必要となる。</li> <li>モザイク国家であるスペインでは、それをこなすためには、諸王国の制度に手を付けなければならないので、なかなか難しいのではない。</li> <li>ユダヤ教徒のキリスト教への改宗者（＝コンベルソ）が真の改宗かどうか取り締まるため、1480年セビーリャを皮切りに次々に創設された異端審問所があった。審問官は王権に従属する長官によって任命された国王行政機構の一環で、スペインでは、唯一の全国制度だった。</li> <li>異端審問所を利用すれば、支配力を浸透させることができる。</li> <li>14～15世紀の反ユダヤ運動により多くのユダヤ教徒はキリスト教に改宗したが、真の改宗者かどうか不信感が大きく、改宗者（コンベルソ）を真に改宗させるため異端審問所が設置された。</li> <li>よくわからない。</li> <li>ユダヤ教は禁止されていなかったのに、コンベルソの近くにユダヤ教徒がいるかぎり、真の改宗は難しいし、異端審問はユダヤ教徒には及ばないので、効果は期待できなかった。</li> <li>ユダヤ教を禁止した上で異端審問を推進すれば、効果はあがる。</li> <li>宗教を利用して、国の統合をすすめることができる。</li> <li>財産を持つユダヤ教徒は国外へ脱出せず、棄教・改宗を選択して国内にとどまったので、コンベルソにはそういう人たちが多かった。</li> <li>異端審問は密告だけで進められ、「火炙りか、財産没収か」の選択しかなかった。</li> <li>（「火炙り」であれ「財産没収」であれ、異端審問にかけられたコンベルソの財産は、国家により没収されるので、）異端審問は、国家の統合を進めるのみならず、国家財政を固めることにもなった。</li> <li>国家統合という点で記念すべき年であったといえる。</li> </ul> <p>③</p>

終結	○政治権力と宗教とは、どんな関係にあるのだろうか。 ・なぜ、スペインの宗教禁圧政策は、おこなわれたのだろうか。  ・コンベルソに対する異端審問以後、異端審問所はどうなったのだろうか。	T:発問し、考えさせる。 P:考える。 T:発問する。 P:答える。  T:説明する。  T:資料を提示し、発問。 P:確認する。  T:説明する。	④  ・異端審問所を利用して、王権を分断している地方へ浸透させるとともに、国家財政を固めるために行われた。 ・スペインでは、政治権力が宗教を支配下に置いて、それを利用して国家統合が進められ、国家教会型「政教一致」の近世君主国家が形成された。  ・コンベルソに対する異端審問以後も、異端審問の数は減ってはならず、むしろ増えている。 ・異端審問制度は、国家統合の装置から有効な社会統制装置として機能するようになった。
	◎日本のキリスト教禁圧の場合も、そういうことがいえるのだろうか。	T:次学習課題を提起。 P:確認する。	

【パートⅢ】「近世日本の宗教政策と“神国”思想」

導入	○なぜ、日本で、キリスト教禁圧政策が行われたのだろうか。スペインの場合と同じ理由があるのだろうか。 ・日本のキリスト教禁圧の理由は、どのように説明されているか。 ・それは本当だろうか。  ・日本で宗教禁圧政策が始まったのは、どんな時代であったか。 ・武家による統一政権樹立をめざした人々は、宗教に対してどういう姿勢を示したか。  ○日本行われたキリスト教禁圧政策には、スペインの場合と同じ理由があるのだろうか。	T:学習課題を提起し、考えさせる。 P:考える。 T:発問する。 P:答える。  T:発問し、考えさせる。 P:考える。 T:説明する。  T:発問する。 P:答える。 T:説明する。 P:確認する。 T:発問し、説明する。 P:確認する。  T:学習課題を提示する。 P:学習課題を確認する。	・教科書では「キリスト教の布教がスペインやポルトガルの侵略をまねくおそれを感じ」と説明されている。 ・…。 ・禁圧政策の始まりはそうであったが、スペインやポルトガルの脅威がなくなった後も、禁圧は続き制度化されている。  ・武士による統一政権樹立の過程で起きている。 ・中世封建社会から近世の武家を中心とする集権的な政権への確立過程で起きている。 ・信長は自身を神と称した、秀吉や家康は、死後それぞれ「大明神」「大権現」として祀られ、いずれも宗教的権威に依存し支配しようとしていたことが窺われる。  (・日本でキリスト教禁圧が行われた事情を見ていこう。)
展開1	(1)キリスト教禁圧政策の始まり ○キリスト教禁圧政策の始まりは、何だったか。 ・禁圧の理由は、どのように説明されているか。  ○「神国」とは、一般的に、どういう意味だろうか。 ・「神」とは、具体的に何をさすのだろうか。 ・当時の起請文では、どんな神々に、どんな順番で誓っているか。 ・そのことから、どんなことがいえるだろうか。  ・なぜ、仏教と日本の神々が混淆することができるのだろうか。 ・なぜ、仏は神として垂迹するのだろうか。  ・なぜ、日本を「神国」と考えるのだろうか。 ・このような神国思想には、排他的な優越性の主張はあるだろうか。	T:発問する。 P:答える。 T:説明する。  T:資料を提示し、発問。 P:答える。 T:説明する。  T:説明する。 P:確認する。 T:発問する。 P:答える。 T:資料を提示し、発問。 P:答える。  T:説明する。 P:確認する。  T:説明する。 P:確認する。 T:発問し、説明する。 P:確認する。  T:説明する。 P:確認する。 T:発問する。 P:答える。	① ・秀吉の伴天連追放令(1587)、徳川幕府の禁教令(1612) ・秀吉は布教を規制したが、信仰は禁止しなかったが、徳川幕府は信仰そのものを禁止した。  ・日本は「神国」であるから、と説明されている。 ・「神国」が日本の秩序・統合の原理で、キリスト教はそれに馴染まないと観念されている。 ・通説では、「神に守られている特別な国」という意味。  ② ・日本の古来の神々(神祇信仰)、…。 ・梵天・帝釈・四天王・日本の神々で、仏教が先になっている。 ・当時の日本の宗教世界は、圧倒的な信仰を集める宗教が存在したヨーロッパ中世と違い、外来宗教を包み込んで複数の宗教が仏教を上位に混淆した状態であった。 ・神仏混淆には、日本の神々は仏の垂迹であるという本地垂迹思想が背景にある。 ・当時の日本は、時代的に末法の悪世であり、その上、空間的に辺鄙の境に位置するので、仏は神として日本に出現した、と考えられた。(「末法辺土」という考え) ・日本は末法辺土であるから、仏が神として垂迹した。だから、日本は「神国」である、と考えた。 ・中世の神国思想には、日本を神秘化し、他国に対す

	○なぜ、キリスト教を禁圧したのだろうか。	T: 発問する。 P: 答える。 T: 説明する。	る優越の主張は見られない。むしろ、「末法辺土」と捉えている。  ・キリスト教は中世日本の秩序・統合原理であった「神国」思想に馴染まないのが禁圧された。 ・中世日本は、神仏混淆で、日本の神々は仏教的世界観に包摂されていた。そうした宗教に依存しそれを利用して支配しようとする世俗権力にとってキリスト教は都合が悪かった。
展開 2	(2) キリスト教禁圧政策の制度化 ○禁圧政策として、どのようなことが行われたのだろうか。 ・禁圧政策を年表でまとめてみよう。  ・このことから、どういうことが分かるだろう。 ○キリシタンの脅威がなくなった時、こうした制度はどのような役割を果たすことになるか。 ・檀那寺はどのような役割を負っていたか。  ・そのことから、どういうことがいえるだろうか。  ・幕府は、そのような寺院に対して、どういう政策を行っているか。 ・寺請制度や本末制度によって、寺院はどのような役割を果たしたか。  ○なぜ、寺院がその役割を果たすことになったのだろうか。 ・それだけだろうか。当時、日本の政治権力は、キリスト教の特質をどのように捉えていたか。  ・こうした来世信仰型のキリスト教からの改宗者の内心を再組織できる宗教は何だろうか。  ○民衆支配に利用された仏教は、どうなっただろうか。  ○こうした仏教に対して、神国思想はどうなっただろうか。	T: 発問する。 P: 答える。 T: 資料を提示し、説明。 P: 確認する。  T: 説明する。 P: 確認する。 T: 発問し、考えさせる。 P: 考える。 T: 発問する。 P: 答える。  T: 説明する。 P: 確認する。  T: 発問する。 P: 答える。  T: 発問し、説明する。 P: 確認する。 T: 発問する。 P: 答える。  T: 説明する。 P: 確認する。 T: 発問し、考えさせる。 P: 考える。 T: 資料を提示し、発問。 P: 答える。 T: 説明する。 P: 確認する。 T: 発問する。 P: 答える。 T: 説明する。 P: 確認する。  T: 説明する。 P: 確認する。	③  ・寺請制度、宗旨改め、 ・キリシタンを登録し、その改宗を寺(檀那寺)に証明させる制度として始まったが、後に全住民対しても全国的に実施され、偽装転宗と一般住民の区別するため、宗旨改めが実施された。さらに、宗門改役の設置と毎年の宗門改の実施が命じられ、制度化されていった。 ・禁教政策は、適宜、試行錯誤的に実施され、徐々に制度化されていった。  ・檀家の家の全員の名前を記した宗門人別帳を管理し、一種の戸籍事務を扱った。 ・法要・墓地・位牌・過去帳など祭祀はもちろん、檀家・出生・死亡・旅行・移転・婚姻・奉公などすべて檀那寺に届けなければならなかった。  ・檀那寺は人々の生活全般にわたって干渉することができた。 ・諸宗寺院法度を出し、本山末寺の制度を定めて、統制した。  ・寺院は、幕府の末端機構として民衆支配に重要な役割を果たした。 ・政治権力は、寺院を通して、個人の論理や道徳観をも操作統制することができた。  ・仏教が一番民衆に定着していたからではないか、…。  ④ ・「後生」の助け。 ・キリスト教を来世信仰型の宗教として捉えている。  ・同じ来世信仰型の宗教である仏教しかない。 ・そうした宗教は仏教しかない。  ・国家による安定的な保護を受け、広く民衆に定着した。 ・反面、本来の教えや救済の役割を通しての民衆への影響力は次第に低下し、所謂「葬式仏教」とよばれるものに変質していった。 ・神国思想は仏教から離れていき、次第に儒教と結びつくようになった。また、国学者の復古神道も現れた。
終結	○日本では、政治権力と宗教とは、どんな関係にあるのだろうか。 ・なぜ、日本では宗教禁圧政策がおこなわれたのだろうか。  ・キリスト教禁圧政策は、どのように行われたか。  ・仏教はどうなったか。  ○日本のキリスト教禁圧の場合も、スペインの場合と同じことがいえるだろうか。	T: 発問し、考えさせる。 P: 考える。 T: 発問する。 P: 答える。  T: 発問する。 P: 答える。  T: 発問する。 P: 答える。  T: 発問する。 P: 答える。	・キリスト教が日本の秩序・統合原理である「神国思想」に馴染まないという理由から、キリスト教禁圧は始まった。  ・禁圧政策は試行錯誤的になされたが、後に制度化され、仏教寺院が幕府の民衆支配の末端機構として転用された。  ・仏教は幕府の掌中に入ることによって幕府の保護を得たが、「教え」や「救済」の役割を通しての民衆への影響力は次第に低下した。  ・いえる。近世日本においても国家宗教型の「政教一致」を確認することができる。

【パートIV】「政治と宗教の関係」

導入	<p>○これまで学習したことを確認しよう。 ・近世のスペインや日本では、どのような宗教禁圧政策が行われていたか。</p>	<p>T：発問する。 P：答える。</p>	<p>・国家統合や民衆支配の強化をめざす政治権力に、宗教が利用される形で、宗教禁圧政策が行われていた。</p>
展開1	<p>○近世のスペイン・日本の事例から、宗教の暴力性は、どんな時に行使されるといえるだろうか。</p> <p>○なぜ、政治権力は宗教を利用しようとするのだろうか。 ・近世のスペインでは、具体的に、どんな暴力が行使されたか。</p> <p>・近世の日本では、具体的に、どんな暴力が行使されたか。</p> <p>・そうした暴力について、どんなことがいえるか。</p> <p>・なぜ宗教はそうに不寛容なのだろうか。</p> <p>・そのことから、政治権力が宗教を利用する理由を考えてみよう。</p> <p>○政治権力が宗教を利用する理由は、それだけだろうか。 ・宗教を利用すると、王権に逆らう者は、どのようにみなされるだろうか。 ・宗教的異端者に対する暴力の正当性は、どのように根拠づけられるだろうか。 ・政治権力が宗教を利用する理由は、何だろうか。</p>	<p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問し、説明する。 P：確認する。</p> <p>T：指示し、考えさせる。 P：考え、答える。</p> <p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p>	<p>・政治権力が宗教を利用しようとした時、宗教の暴力性が現れている。 ・政治と宗教の結合を契機として、行使されている。</p> <p>・わからない、…。</p> <p>・スペインでは、密告だけで審理が進められ、「火炙り、財産没収」の選択しかない異端審問。</p> <p>・日本では、踏み絵を使った宗門改め、改宗を迫る逆さ吊りの刑。</p> <p>・不寛容で、容赦ない攻撃的なやり方で行われている。 ・宗教には「全面的忠誠や究極的コミットメントを鼓舞する力」があるため、そのように容赦がなくなる。</p> <p>・政治権力が宗教を利用しようとする最大の理由は、そうした宗教の力を得ることにある。</p> <p>・「国家への敵対者＝宗教的異端者」と見なされる。</p> <p>・異端者に対する暴力は、宗教によって正当化される。 ・敵対者に対する王権による弾圧（暴力）は、宗教と結びつくことによって正当化されることにもなる。</p>
展開2	<p>○宗教の暴力には、どんなもの（形態）があるだろうか。 ・近世スペインや日本の宗教の暴力は、何を目的に行使されたか。</p> <p>・そうした暴力の行使を支える大儀の宗教的な拠り所は、何だろうか。</p> <p>・③には、どんな特徴があるだろうか。</p> <p>・③は、暴力に参加する人々に、どんな影響を与えるだろうか。</p> <p>・③は、暴力の指導者には、どんな影響を与えるだろうか。 ・なぜ、③の暴力は、聖化されるのだろうか。</p> <p>・以上のことから、宗教の暴力には、どんなものがあるか、まとめてみよう。</p>	<p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問し、考えさせる。 P：考える。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：発問し、説明する。 P：確認する。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p> <p>T：発問する。 P：答える。</p> <p>T：説明する。 P：確認する。</p>	<p>・集団を統合するため、他の教説を唱える異端を排除するため。</p> <p>・宗教の暴力の形態には、①〈統合としての暴力〉、②〈排除としての暴力〉がある。</p> <p>・聖戦・正戦。</p> <p>・宗教の暴力の形態には、③〈聖戦・正戦としての暴力〉もある。</p> <p>・参加する人々を勇気づけ、その死に殉教・犠牲という意味を与える効果をもつ。</p> <p>・呵責や責任を転嫁し、弱める効果がある。 ・その暴力が「再生・救済」へと一直線に向かっているという「千年王国」の考えによって聖化される。</p> <p>・宗教の暴力の形態には、④〈救済としての暴力〉もある。</p> <p>・宗教の暴力には、①〈統合としての暴力〉、②〈排除としての暴力〉、③〈聖戦・正戦としての暴力〉、④〈救済としての暴力〉、の4つがある。 ・これらは区分ではなく、互に関連し合っている。</p>
展開3	<p>○これまで学習したことをふまえて、次のことに取り組んでみよう。 ・現代社会に起こっている宗教が関係している出来事をあげてみよう。 ・それらは、①～④のどれにあたるだろうか、考えてみよう。</p>	<p>T：指示する。 P：確認する。</p>	

## 5. 教授資料およびその出典

### 《パートⅠ》

- ① [遠藤周作『沈黙』より]…遠藤周作『沈黙』新潮社, 1981年, p.5より。
- ② [天正遣欧使節を伝えるヨーロッパの新聞]…小岸昭『隠れユダヤ教徒と隠れキリシタン』人文書院, 2002年, p.122より。
- ③ [ポルトガルの地図]…立石博高『スペイン・ポルトガル史』山川出版, 2000年, 表紙裏より。
- ④ [地図「ヨーロッパの宗教」]…『新編 地理資料 2005』とうほう, p.182より。
- ⑤ [「隠れユダヤ教徒」ファンの家族]…コンチャ・ロベス・ナルバエス, 宇野和美訳『約束の丘』行路社, 2001年, p.44~45より。
- ⑥ [ユダヤ教の食物戒律]…関哲行『世界史リブレット59 スペインのユダヤ人』山川出版, 2003年, p.8~9より。
- ⑦ [ゴヤの絵画「聖フランシスコ・ザビエルの死」]「先祖がユダヤ人である筈により」…前掲② p.71, 82より。

### 《パートⅡ》

- ① [地図「イベリア半島の地形」]…立石博高『スペイン・ポルトガル史』山川出版, 2000年, p.5より。
- ② [地図「10~11世紀のイベリア半島/レコンキスタ運動とイベリア半島」]…前掲【1時間目】の⑥ p.24より。
- ③ [「ゴアの火炙り」]…小岸昭『十字架とダビデの星』NHKブックス845, 1999年, p.101より。
- ④ [異端審問数の推移]…前掲① p.166より。

### 《パートⅢ》

- ① [キリスト教禁圧の理由「神国」]…『詳説日本史資料集(増補改訂版)』山川出版, 2003年, p.180より。
- ② [「起請文」から見た中世日本の精神世界]…佐藤弘夫『起請文の精神史』講談社選書メチエ, 2006年, pp.44~45より。
- ③ [年表「近世日本の禁教政策」]…筆者作成
- ④ [キリスト教化のカギ]…朝尾直弘・網野善彦ほか編『岩波講座 日本通史 第12巻 近世2』岩波書店, 1994年, p.233より。

## 6. おわりに

教育基本法の改正が論議されていた2003年2月, ある宗教の全国組織は, それに関する要望書を中央教育審議会に提出した<sup>13)</sup>が, その改正要望の一つとして, 旧法9条に関して, 「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教に関する基本的知識及び理解」を重視することを主張している。特定の宗教の要望としては, 牽強付会・我田引水と言わざるを得ない。しかし, 宗教知識教育という場合, まず頭に浮かぶものは, 実は, こうした文化との関連で宗教に関する知識を学習するというやり方ではないだろうか。こうしたやり方は安易であり, 想定も意識もされずなされてきた従前のそれと, ほとんど変わりは無い。

最後に, 筆者が本小論で主張した社会科歴史教育における宗教知識教育を, 今一度, 確認しておきたい。それを, 目標・内容・知識の質という3つの視点から整理すると, 下のようになる。これを基点に, 宗教知識教育に取り組んでいきたい。

〈目標〉: 「いま, ここ」を読み解き, 未来を洞察できるようにする。

〈内容〉: 「政治と宗教の関係」を中心とする。

〈知識の質〉: 応用できる説明力の大きな概念的知識。

### 〔註〕

- 1) 宗教と教育のかかわりについて, これらの4点から整理がなされ検討されたことが, 文部科学省の発表資料からわかる。
- 2) 新法では, 特定の宗派を信ずるあるいは信じないことに関して寛容の態度を養おうとする宗教寛容教育, 宗教に関する知識だけを教える宗教知識教育, 宗教の社会生活における地位や意義の理解をめざす宗教意義教育の3つが, 明示されているわけである。

- 3) 本小論執筆中, 中教審の教育課程部会において, 学習指導要領の改訂に際し, 宗教教育については「中学校の社会で世界各地の宗教の特色や役割に関する指導の充実をめざす」という素案がまとめられていることが, 報道された。(2007年1月24日朝日新聞朝刊)
- 4) 文部省告示『高等学校学習指導要領(平成11年3月)』, 平成11年4月, pp.24~44。
- 5) 特定の宗派のための宗教教育は, 宗派教育といわれている。
- 6) 文部省『宗教と社会生活』昭和25年5月, 教育出版。
- 7) この流れのなかで, 小・中学校に新領域『道徳の時間』が特設され(1958年度改訂), 高等学校では『社会』から『倫理社会』が分化した(1960年度改訂)。実証的な検討を加えなければならないが, これにより, 宗教教育イコールは「道徳」あるいは「倫理」というふうを受け取られるようになったのではないかと推察される。
- 8) 森分孝治・片上宗二編『社会科の重要用語300の基礎知識』明治図書, 2000年, 「民主的, 平和的な国家・社会の形成者」の項。
- 9) 岸本美緒責任編集『歴史学事典11-宗教と学問-』弘文堂, 2004年, pp.399~400(「政教分離」の項)
- 10) 拙稿「現代世界を読み解く『世界史』の教育内容開発-『イスラーム』の場合-」, 鳴門社会科教育学会, 『社会認識教育学研究』第21号, 2006年, pp.1~10。
- 11) これらは, 中野実編『シリーズ21世紀の政治学① 宗教と政治』(新評論, 1998年, pp.72~82)より学び, 抽出した。
- 12) 小単元の学習内容は, 以下の文献をより学び設定した。小岸昭『離散するユダヤ人』岩波新書, 1997年/中野実編『シリーズ21世紀の政治学① 宗教と政

治』新評論, 1998年/小岸昭『マラーノの系譜』み  
すず書房, 1998年/小岸昭『十字架とダビデの星』  
NHKブックス, 1999年/立石博高編『スペイン・  
ポルトガル史』, 山川出版, 2000年/小岸昭『隠れ  
ユダヤと隠れキリシタン』人文書院, 2002年/関哲  
行『世界史リブレット59 スペインのユダヤ人』山川  
出版, 2003年/朝尾直弘他編『岩波講座 日本通史 第  
12巻 近世2』岩波書店, 1994年/村井早苗『日本史  
リブレット37 キリシタンと民衆の宗教』山川出版,  
2002年/横田冬彦『日本の歴史16 天下泰平』講談社,  
2002年/荒野泰典編『日本の時代史14 江戸幕府と東  
アジア』吉川弘文館, 2003年/佐藤弘夫『神国日本』  
ちくま新書, 2006年/末木文美士『日本宗教史』岩  
波新書, 2006年/佐藤弘夫『起請文の精神史』講談  
社選書メチエ, 2006年

- 13) 要望書の内容と提出は, 組織の内部で議論された  
ものではなく, それに属する各宗派の総意ではないこ  
とを, 付け加えておきたい。

[追記]

- \* 本小論で検討した宗教教育教科書『宗教と社会生活』  
は, 岡山県浅口市の金光図書館所蔵のものを閲覧させ  
ていただいた。閲覧の便宜をはかっていただいた同図  
書館の関係者の皆様に感謝申し上げたい。
  
- \* 本小論で提示した授業試案は, 筆者の勤務校(広島  
大学附属福山中・高等学校)の2006年度の研究大会(2006  
年9月29日)における社会科の公開授業のために作  
成したものを, 大幅に修正したものである。